

N 中央労福協ニュース NEWS LETTER



労働者福祉中央協議会
National Council of Worker's Welfare

No. 228

発行人 南部 美智代

URL <https://www.rofuku.net>



2025 国際協同組合年（IYC2025）記念シンポジウム開催 労働組合と協同組合の連携に向けて議論深める



日本労働組合総連合会、労働者福祉中央協議会、全国労働金庫協会、こくみん共済 coop の 4 団体は 7 月 31 日、2025 国際協同組合年記念シンポジウム「労働組合と協同組合の連携に向けて」を開催し、会場とオンラインを合わせて 300 名超が参加しました。

本シンポジウムは、「協同組合」が助け合い・支え合いの事業と活動を通じて SDGs に大きな貢献を果たしていることを評価して国連が 2025 年を「国際協同組合年（IYC=International Year of Cooperatives）」と定めたことを踏まえ、社会的課題の解決の担い手として、協同組合、労働組合、労働者福祉団体が相互に連携していくことの意義を広く社会に発信することなどを目的に開催したものです。

冒頭、協同組合、労働組合、労働者福祉団体の生い立ちや活動を伝えるオープニング動画を上映しました。パネルディスカッションでは、コーディネーターをつとめた関西

大学商学部教授・杉本貴志氏が基調提起をおこなったのち、パネリストとして登壇した日本協同組合連携機構（JCA）IYC プロジェクトチームマネージャー・丹後真一氏、全国労働金庫協会政策調査部事業創造ディレクター・山口郁子氏、労済労連中央執行委員長・上杉雄太氏がそれぞれ活動報告をしました。パネリストらは「労働組合と協同組合の連携に向けて」をテーマに議論を展開、地域社会におけるさまざまな課題解決に向け、相互に連携していくことの意義など意見を交わしました。

No.228 Topics

- 2 面 第 9 回幹事を開催
- 2 面 第 52 回 Web 学習会「カスハラの実状とそれに対応について」
- 3 面 高等教育費負担軽減プロジェクト
一文部科学省高等教育局学生支援課と意見交換を行いました
- 4 面 第 8 回国際協同組合年コラム

第 9 回幹事会を開催

中央労福協は 7 月 29 日、第 9 回幹事会を Web 方式にて開催し、役員・幹事 34 名（代理を含む）、傍聴 13 名が出席しました。

開会挨拶では、座長の芳野会長より「今回の幹事会では年間の取り組みの大きな柱の一つである全国福祉強化キャンペーン方針をご確認いただきます。昨年は、高等教育費負担軽減に関する団体賛同・個人署名の活動を今回の通常国会をターゲットにしながら皆さんにご協力をいただきました。本年が国際協同組合年ということもあり、地方労福協を中心に地域の協同組合など、多様な団体との連携強化をすすめることについて提起します。事業団体・労働組合の皆さんも、それぞれの地域に組織があるかと思いますが、地域課題の解決、ひいては地域の福祉の向上にむけて参考にいただき、地方労福協との連携もご検討いただきたいと思います。なお、7 月 31 日には連合・中央労福協・労金協会・こくみん共済 coop の 4 団体による 2025 国際協同組合年記念シンポジウムも Web 開催しますので、積極的なご参加をお願いいたします」「中央労福協は 11 月末が年度末であり、取り組みもラストスパートに入ります。



引き続きのご協力をお願いし、開会のご挨拶とさせていただきます」と挨拶がされました。

議事では、確認事項の「幹事ならびに役員選考委員会委員の交代について」では J P 労組・伊藤中央執行委員、労金協会・杉山常務理事、中部労福協・山本事務局長、南部労福協・椎山事務局長への幹事就任について確認しました。協議事項では「2025 全国福祉強化キャンペーン取り組み方針（案）」「第 67 回定期総会の開催に向けて（案）」「ろうふくエール基金の助成審査について（案）」を議論しました。

第 52 回 Web 学習会を開催

カスハラの実状とその対応について

中央労福協は 7 月 29 日に第 52 回 Web 学習会を開催し、126 名が参加しました。今回は、一般社団法人日本ワーカーズ検定協会理事の斉藤勉さんから、「カスハラの実状とその対応について」をテーマにお話いただきました。

斉藤さんは、各種ハラスメントの根拠法と定義を示しながら、カスタマーハラスメントにかかわる労災補償の支給決定件数が近年大幅に増加していると報告し、顧客等の要求の内容によっては正当なクレームである場合もあるが、妥当性が理解できない場合はカスハラになること、その一因が、行き過ぎたお客様第一主義による過剰期待にあることなどについて説明しました。

北海道勤労者安全衛生センターの調査によると、仕事への自己評価が高い人はカスハラを受けている可能性が高く、またカスハラのきっかけとなった理由の約 6 割が「不満のはけ口」など迷惑行為者側に原因があること、カスハラを体験したのちに約 9 割が心身に悪変化があることが明らかになりました。

この調査の結果が、北海道では議員提案でのカスタマーハラスメント防止条例の制定につながり、今年 4 月に施行されました。条例では、「顧客等は、カスタマーハラスメントを行ってはならない」と禁止条項が定められています。また、条例



を踏まえて行われているカスハラ防止の啓発活動などについて報告されました。

今年 6 月には労働施策総合推進法の改正により、全企業を対象にカスハラ対策が義務化されていることが報告され、取り組み事例が紹介されました。「うちの業界ではこれくらいは当然」という矮小化に注意が必要で、カスハラかどうかの判断に悩む場合の対応や、BtoB（企業間カスハラ）の事例などが紹介されました。

講演の合間には講師による手品のほか、「カスハラロールプレイング」として、店舗での返品要求や、購入品に対する思い込み・勘違いについて、中央労福協スタッフによる演技も織り込まれ、理解を深めました。

「すべての人が学べる社会へ 高等教育費負担軽減プロジェクト」より

文部科学省 高等教育局学生支援課と意見交換を行いました

私とあなたができること 高等教育費の負担軽減を求めよう

すべての人が学べる社会へ 高等教育費負担軽減プロジェクトは、7 月 18 日、文部科学省高等教育局学生支援課と意見交換を行いました。

文部科学省からは高等教育局学生支援課の春山浩康課長、安藝彩織係長、渡辺真澄係長が、プロジェクトからは大内裕和さん（武蔵大学教授）、渡辺由美子さん（認定 NPO 法人キッズドア理事長）、南部美智代さん（労働者福祉中央協議会事務局長）らが出席しました。

大内裕和さんからは、2013 年の「奨学金問題対策全国会議」の結成から、2015 年からの中央労福協と連携した「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める署名」の取り組み、2017 年度からの「給付型奨学金の導入」、2019 年の「大学等修学支援法」の成立、そして現在のプロジェクトの結成に至る経過について説明がありました。

そのうえで、大内さんは①「今年 4 月からの大学等修学支援法の改正に伴う制度変更（所得にかかわらず多子世帯の学生等について授業料等が無料になった）の周知が遅れており、再募集がされていると聞いているがその状況認識」、②「給付型奨学金の支給にかかわる学業要件の問題（成績評価の平均が学科などの集団の下位 4 分の 1 に入ると「警告」を受け、2 回受けると奨学金の支給と授業料減免がストップすることになっている）」について質問をしました。

文部科学省からは①制度の周知が遅れていることを踏まえて、文部科学省としても募集期限を延長することなどについて現場に要請している、②現場で様々な問題が生じていることは承知しているが、返済の必要のない給付型奨学金を支給する際には、まったく学業要件が必要ないということにはならないと考えている、との回答がありました。大内さんは、学業要件が同じ科目でも評価の「甘い」授業に人が集まる構造をつくりだしていることなど、相対評価であるがゆえに起きている問題について実態を報告し、改善を求めました。



続いて渡辺さんから、認定 NPO 法人キッズドアの活動としておこなっている、所得の低い世帯の子どもたちの支援について報告がされ、「大学等修学支援制度ができたおかげで、進学をあきらめていたかもしれない子どもたちが進学できるようになった。」と、状況が改善されている実態について報告がありました。そのうえで、①「4 月からの大学等修学支援法の改正に伴う制度変更についても、知らない人が多く、届け出をするように勧めているが、手続きがかなり難しいと聞いている。手続きの簡素化などを進めてほしい。」②「入学金は奨学金が支給される前におさめることになっているため所得の低い世帯のこどものなかには、その入学金が支払えなくて入学をあきらめているケースがある。改善してほしい。」と要請しました。

文部科学省からは①制度の周知を進めていく中で努力していきたい②問題があることは認識しており、労働金庫などがつなぎ融資をやってくれているということも承知している、との回答がありました。

最後に南部さんから、「プロジェクトとしても署名活動など、高等教育費の負担軽減に向けた取り組みを行っている。目的は同じだと思うので、今後も意見交換を行いながら取り組みを進めさせてほしい。」と要望し、意見交換を終了しました。





国際協同組合年

協同組合はよりよい世界を築きます

2025 国際協同組合年コラム

第 8 回

協同組合の運営原則

第 4 原則 自治と自立

提供 2025 国際協同組合年全国実行委員会（事務局 一般社団法人日本協同組合連携機構）

IYC2025

国際協同組合同盟（ICA）には、日本を含む百カ国以上の協同組合が参加し、その組合員数は延べ 10 億人を超えます。ICA は 1995 年に「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明」を出し、協同組合の定義・価値・原則を示しました。

協同組合原則の第 4 原則は、協同組合の自治に基づく運営と政治的・経済的な自立の確保についての指針です。

【政治的にも経済的にも自主・自立が基本】

私たちが協同組合をつくる目的は、協同組合の事業を自ら利用することによって、自らの生活をよくしていくことが中心です。この目的を達成できるようにするために、組合員が自分たちのことを自分たちで決めるという自治に基づく運営が基本となります。

ですから、協同組合の運営は政府や政党など、外部からの政治的・社会的な干渉を受けるべきではありません。また、協同組合に対する出資をはじめ経済的な面においても、協同組合の運営は自主・自立が基本です。これをないがしろにすると、外部からの経済的な援助や支援に依存して活力を失い、あるいは協同組合の自主性を損ない、結果として自滅に陥る危険があるからです。

【協同組合と政治との関わり】

ところで、協同組合は政治に対していかなる態度を

とるべきか。これについては二つのポイントがあります。

第一は、組合員個々の政治的信条が尊重されると同時に、協同組合が特定の政党や政治運動に従属するべきではないということです。協同組合は、どんな政治的信条をもつ人であっても、集い、ともに行動できる、開かれた組織でなければなりません。

第二は、協同組合内部で意見の統一がはかられる限りでは、いつでも政治に対して自由に発言し、自由に行動すべきだということです。協同組合は、事業体として組合員のニーズや願いをかなえるだけでなく、人びとの協同によって社会を少しでもよくしていく運動体として、政治にも積極的に関わっていくことが求められます。

【組合員の一人ひとりの自覚と主体性】

複雑化した現代において、外部との連携や協力なしには協同組合の発展は考えにくくなってきています。協力を得るとしても、それに依存することなく、協同組合の自主性を保ちつつ、政府や自治体、企業など外部に対して主体的に働きかけ、組合自身の手でそれらの力を活用していくことが必要です。なかなか難しいことですが、それを最終的に支える条件は、組合員一人ひとりの主体性と協同組合への積極的な参画の確保なのです。

中央労福協の活動・事業に関する情報はコチラからぜひ SNS をフォローしてください！

website



X



Facebook



instagram



YouTube

